

Worldwide Tax Summary

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース編
税理士法人プライスウォーターハウスクーパース常任顧問
プライスウォーターハウスクーパースマネジメント会長
岡田 至康 監修

新技術/ハイテク企業にかかわる 15%優遇の税率適用認定のガイドラインを発表 (中国)

中国当局は新企業所得税法上、新技術/ハイテク企業(NHTEs: New/High Tech Enterprises)にかかわる 15%優遇税率の適用認定にかかわる重要な指針として新通達を発表した。

2008年1月1日から施行された新企業所得税法により、新技術/ハイテク企業(NHTEs)は企業所得税率 15%の優遇税率をはじめ、いくつかの税優遇が受けられる。NHTEsとしての適格性の基準を明確にするため科学技術部、財政部、国家税務総局(SAT)は以前すでに「NHTEs 認定のための実施要領」および「中央政府の特別支援にかかわる新技術/ハイテク分野のリスト」を発表していた。2008年7月8日にこれらの中央3省庁は「新技術/ハイテク企業(NHTEs)にかかわる 15%優遇税率の適用認定のガイドライン」を共同で発表した。このガイドラインは、実施要領を履行する上で必要な細部について規定することを目的とし、NHTEs に適用される優遇規定の内容を明確にしている。

NHTEs 適用基準の要約

中国の会社は次の 5 基準を全て満たせば適格な NHTE として認められる。

- ・ 中核の知的財産(IP)権の所有権または中核の知的財産(IP)権の独占的使用許可(licensing)の取得
- ・ 次の 8 新ハイテク分野の範囲に属する製品あるいは役務
 - 情報技術
 - バイオおよび新医療技術
 - 航空および宇宙
 - 新素材
 - ハイテクサービス
 - 新エネルギーおよび省エネルギー
 - 資源および環境
 - 新ハイテク技術を利用した伝統的セクターの変革
- ・ 総雇用者数の一定割合を占める科学技術および研究開発(R&D)人員
- ・ 研究開発費支出額が過去3年間の総売上上の一定割合に達していること
- ・ NHTE は次の分野で認定ガイドラインにある 100 点満点の 6 段階の採点システムで高得点を取ること

1. 所有する IP (知的財産) 権の数 (30 点)
2. 研究開発成果の達成能力 (30 点)
3. 研究開発の品質管理 (20 点)
4. 売上と総資産の成長性 (20 点)

認定ガイドラインの何が新しいか

この認定ガイドラインは、実施要領中の上述した基準について詳述している。例えば、このガイドラインによれば、IP の権利の「独占的使用許可」について、許可(ライセンス)を得た企業が世界中で少なくとも5年間はIP の権利を排他的に単独使用できる許可である、としている。さらに、「中核の知的財産(IP) 権」を定義するとともに限定をし、特許権、ソフトウェアの著作権、集積回路レイアウトデザイン権、新植物種に対する権利だけが含まれるとしている。

この認定ガイドラインでは、R&D 支出、R&D 人員数、テクノロジーコンテンツの含まれる所得やその他の詳細について定義している。

認定ガイドラインでは、上述 の4要素合計の100点満点得点表システムについて説明がなされている。NHTEs の適用申請企業は70点を超える点数をとらなければならない。この得点表システムは、上述の諸基準の総合評価ではなく、むしろNHTEs に自社の新技術/ハイテク技術を発展させるように仕向けるための追加基準である。

所見

この認定ガイドラインによって明確にされたところを踏まえて、正式にNHTE の認定を得るためには、単に税務、経理、財務部門に限らず、R&D、科学技術、IP 管理、法務、公務、人事などの各部を含む幅広い組織的な対応が求められる。

したがって、NHTE 認定の取得に成功するためには、プロジェクトチームを設けて戦略的および戦術的プランを作成して進めるアプローチを取るほうが良い。もし、認定ガイドラインによる自己評価分析を実施してNHTE の基準を満たせなければ、会社のマネージメントはNHTE 認定の取得の可能性を高めるようにビジネスモデルを再編することを考慮すべきである。

認定ガイドラインによるNHTE 申請企業の評価は申請前の3年間の活動に基いて行われる。したがって、申請企業は申請に必要とされる情報を作成できる企業会計システムを確立していなければならない。申請企業はさらにNHTE 申請が認められるに足る十分な情報が得られるかどうか、その3年間の帳簿と記録のレビューを適切に行う必要がある。そのレビューにより、申請が認められるのに必要な財務情報の質と網羅性を高めるための要改善点が明らかになる。

NHTEs にかかわる規則は2008年1月1日から施行される中国の全く新しい優遇税制である。この認定ガイドラインは、今年初めに発表された実施要領とリストとともに、中央政府レベルで対応すべき実務上の細目を明らかにしている。しかし、省などの地方レベル当局は、地方の実施細則について未だ発表し

ていない。地方の当局は管内の企業を支援することに熱心であるが故に、実施要領や認定ガイドラインの解釈と実施面において弾力的に対応する可能性がある。したがって、申請企業は地方の当局と面談し、地方政府の立場、実施方針、適用手続きについて話し合うことが大切であろう。

Source: PwC China News Alert

利子費用規則 利子支払繰延の場合の控除時期に関する規則の変更案 (英国)

2008年7月28日、歳入関税庁(HMRC)は、英国の利子支払繰延規則(late interest rules)の変更案に関する諮問文書(consultation document)を発表した。この改正案は、英国に多額の資金融資をしている米国の企業グループに対して大きな影響を与えるものとみられる。

英国での利子支払繰延規則では、関連者間利子で、会計年度終了後12カ月以内に支払われず、英国法人税法上全額控除されないものは、支払いがなされるまで費用控除は認められない。主として租税回避防止規定の一つであるが、この規則が極めて有効なタックスプランニング手法として利用され、英国での課税利得がこれらの控除を行うに不足する場合に利子費用控除が繰延べられている。

改正案の詳細

この改正案は、EU条約が保障する諸自由のもとで、これらの法律が差別的であるとの歳入関税庁に対する納税者からの各種申立てを受けた結果、作成されたものである。

この歳入関税庁の改正案は、利子支払繰延にかかわる規則の改正を意図したものであり、関連者の貸し手が英国ないし外国の会社であっても同等に適用される。

歳入関税庁の案では二つの主な選択肢が提案されている。

(選択肢A) 利子支払繰延規則をすべての関連者間債務(すなわち、英国 英国間のローンも含む)に拡大適用し、おそらくその場合は、支払基準で利子課税がなされることとなる。したがって、外国の関連会社からのローンの利子については今後も費用控除を繰延べられるが、英国 英国間のローンについては実務上の負担が増えるであろう。当年度に利子費用控除を適用したい会社は従来どおり決算日後12カ月以内に利子を支払う必要がある。

(選択肢B) 現行法を廃止して租税回避防止テストを適用し、利子を支払わないことで税務上恩典を得るという“主たる利益”がある場合には控除が否認される。この規則がどのように立案されるかは明確ではないが、企業グループにとっては利子費用控除時期の操作は制限される。

現在のところ、諮問案が出ているのみで、歳入関税庁の発表もこの改正の導入時期について触れていない。しかし、早ければ改正は2009年4月にも導入される可能性がある。

この諮問文書と同時に、歳入関税庁は実務要綱(business brief)を発出し、この発表時点(2008年7月)以後に提出された申告書ないし新税制の導入前に終了する会計期間について、外国の関連者への支払利子にかかわる利子支払繰延規則を適用することは求めないことを表明した。

これは直ちに適用される“譲歩的”取扱いのようである。すべてが明らかというわけではないが、当初の考えは、実際に税制が改正されない限り、納税者が望めば依然として利子支払繰延規則を利用できるということなのである。逆に、会社は外国の関連者への未払利子を発生基準で控除申告できることになるようである。

この経過規定についての意見も求められているが、これまのでとところ歳入関税庁からの見解はない。そのため、法改正時点で支払われていない利子のその後の取扱いについては明らかでない。経過規定の存在と性質については、疑いなく更なる説明が求められる。

これらの提案に対する諮問の期間は、10月末までとなっている。

行動

企業グループとしては、繰延利子控除の水準を見直すとともに、繰越利子を支払うことおよび当年度の利子を繰延べること(譲歩的取扱いの対象となる可能性がある)が有利か否かを検討することとなる。提案されている選択肢のいずれかによって純粋に商業上の取引に悪影響が出るおそれがあるのであれば、企業グループとしては歳入関税庁に意見を述べるべきであろう。

Source: PwC UK Newsalert

2009年次税法案採択 (ドイツ)

ドイツ内閣は2009年次税法案を6月18日の閣議で採択した。この法律には数多くの措置が盛り込まれており、諸政策目標を達成し、欧州裁判所(ECJ)の判決およびその他の欧州での進展を実施に移すとともに、濫用とみられる行為を抑止するものとなっている。

この年次税法に含まれる主な内容は次のとおりである。

租税条約/指令漁り防止規則の適用による連邦税法上の源泉税回避行為の防止

2008年企業税制改正で、2009年1月1日以降に受領する資本所得に対する新源泉税制度(Abgeltungsteuer)が導入された。源泉税率は20%から25%(さらに5.5%の統一付加税が上乘せになる)に上げられた。現行税制によれば、限定的な課税を受ける外国会社はドイツからの資本所得に関して源泉税の5分の2(すなわち統一付加税を除くと10%となる)の還付を受けられる。その結果、実効源泉税率は25%から15%(統一付加税を含めると26.375%から16.375%)に下がることとなる。現行税法のもとでは、外国会社がこの還付を受けるためにはそれ以外の条件は課されていない。2009年次税法案によれば、源泉税の5分の2の還付については、ドイツの租税条約/指令漁り防止規則により具体的な実態の存在が問われることになる。還付は、いかなる外国会社についても(租税条約または指令の適用対象であるか否かにかかわらず)認められるので、この新規規則の適用関係は必ずしも明確ではない。しかし、この税法案についての解釈文書によれば、新規規則の趣旨は、中間持株会社を介在させて一般税率25%の源泉税の回避をするような個人株主が悪用する濫用的ストラクチャーに対応す

ることである、としている。

この場合、源泉税の5分の2の還付が認められるのは、資本所得を受領する外国会社が直接的に租税条約/指令漁り防止規則の実態要件に則していること、あるいは、間接的にその法人株主を通してこれらの実態要件に則していることを立証できる場合に限られている。解釈面で明確さを欠いているとしても、多くの外国投資家への利益送還(例えば典型的なファンドストラクチャーを使ったものも含む)に対する源泉税負担は、現行の20%(統一付加を含めると21.1%)から25%(統一付加税を含めると26.375%)に増加するということであろう。

ポートフォリオ(資金運用)投資からの配当、キャピタルゲインにかかわる資本参加免税の廃止

立法手続きの過程で議論されたのは、欧州委員会から異議を申立てられているドイツのポートフォリオ(資金運用)投資(すなわち、株式保有割合が10%未満)にかかわる配当所得に対する税制問題にどう対処するかということであった。

改正案では、現在認められている資本参加免税を廃止し、そのような投資からの配当所得およびキャピタルゲインをとともにドイツ所得課税の対象としていた。この規則案は外国会社によるドイツ会社に対するポートフォリオ投資にも拡大適用されることとなっていた。その結果、外国会社によるポートフォリオ投資からの配当所得とキャピタルゲインについて、租税条約で免税となる場合を除いて、全額ドイツ所得課税の対象となるというものであった。

この問題に立法手続きで対処するという政府の意図にもかかわらず、この新規則は今までのところ2009年次税法から除かれている。しかし、ドイツの資本参加免税をEUの制度とどう調和させるかについての議論は継続している。解決策は「今夏過ぎには明らかになる」予定であり、これらの規則かあるいは類似の規則が近い将来導入される可能性もある。したがって、ドイツが租税条約を締結していない国の投資ピークルを使ってドイツにポートフォリオ投資をしている投資家は、今後のこの問題の進展に無関心ではいられないであろう。

Source: PwC Germany Newsalert

本ニュースは、各国の税制改正の動向をお知らせする目的で、各国のプライスウォーターハウスクーパーズが作成する速報ニュースや各国省庁等のホームページ掲載の情報等をお伝えしています。制改正案の段階の情報が多いため、最終的な法制度につきましては、専門家にご確認ください。よろしくお願いいたします。